

随時監査（工事監査）の結果の公表について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定による随時監査（工事監査）の結果について、同条第 9 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 17 年 10 月 27 日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	三 宅 博
同	田 中 久 夫

記

- 1 随時監査（工事監査）対象工事
第 1 回工事監査
平成 16 年度福万寺排水区第 8 工区下水道工事
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目 1 番 1 号
八尾市監査事務局
電話番号 0729 - 24 - 3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八 尾 市 長 仲 村 晃 義 様
八尾市議会議長 杉 本 春 夫 様

八尾市監査委員 西 浦 昭 夫
 同 北 山 諒 一
 同 三 宅 博
 同 田 中 久 夫

随 時 監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査(工事監査)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により提出する。

記

1. 監査の実施日及び対象工事

第1回工事監査

実 施 日 平成17年8月26日

対 象 工 事 平成16年度福万寺排水区第8工区下水道工事

2. 監査の目的及び着眼点

工事が関係法令等にのっとり合理的かつ適正に行われているかどうかを主眼として、関係図書類及び現地での施工状況を審査し、また担当職員から執行状況の説明を聴取するなどの方法で実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査に関する事項については(社)大阪技術振興協会に委託し、工事技術調査報告書を参考にした。

3. 監査の結果

工事の施工について、設計書及び関係図書類等の処理、工事施工管理並びに現場施工状況は、おおむね適正に執行されていたが、一部の事項について、注意、又は検討を要するものが見受けられた。

今後は、これらに十分留意し、当該監査の結果に基づき、又は結果を参考として改善措置を講じたときは遅滞なく通知されたい。

第 1 回工事監査 （監査実施日：平成 1 7 年 8 月 2 6 日）

【下水道建設課】平成 1 6 年度福万寺排水区第 8 工区下水道工事

1 工事の概要

- ・ 工事場所：八尾市山本町北 5 丁目及び長池町 4 丁目地内
- ・ 工事内容：八尾市山本町北 5 丁目及び長池町 4 丁目地区の雨水及び汚水の排除を目的として直径 800mm の管渠 延長 195.10m 及びマンホール 6 箇所を設置。
- ・ 契約金額：請負金額 ￥129,675,000（消費税含む）
- ・ 契約工期：(当初)平成 1 6 年 1 1 月 8 日～平成 1 7 年 3 月 3 1 日
(変更)平成 1 6 年 1 1 月 8 日～平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日
- ・ 施工業者：(株)長谷川工務店

2 監査の結果

本工事の平成 1 7 年 8 月 1 9 日現在における出来高は約 7 5 %で、800mm 推進管の施工は完了し、推進管上部のサービス管の開削工事が施工されている状況であった。

推進工事の出来栄は、管内への立入り調査を行った結果では、全般的には良好な施工がなされていたが、特に留意が望まれる個々の指摘事項については、下記に示すとおりである。

(1) 計画・設計について

本工事にかかる計画・設計面を調査したところ、とくに指摘すべき事項は見られなかった。

なお、発進立坑は従来から採用されている鋼矢板締切工法ではなく、交差点スペースの関係から直径 3,000mm ケーシング圧入工法が採用され、発進に必要な止水対策として薬液注入工が予定されていたが、この施工範囲が設計図書では矩形型の締切立坑とした場合の注入範囲が図示されていた。円形となるケーシング立坑の場合は、施工範囲の明示方法について検討をされたい。

(2) 積算について

本工事の工事積算内容について、調査した限りにおいては適正なものであると判断された。

本工事では、直径 3,000mm ケーシング発進立坑に適する工法として泥濃式推進工法を選定しているが特殊な発進立坑においては、所定の日進量が一般の泥濃式推進工法に比べ作業効率の関係で低下してくると考えられるので、今後の参考に施工実績をよく調査し整理しておくことが望まれる。

(3) 施工について

ア 発進立坑における薬液注入工法の一部の範囲に、より止水に対する信頼性が高い J S G 工法が請負業者からの施工協議により採用されているが、その他の範囲は水ガラス系の従来工法によるものであり、この水ガラス系の薬液注入範囲の出来高確認については、所定の注入量が変わった範囲に対して行うよう対象数量を整理し確認することが望まれる。

イ 提出されていたコンクリート及びアスファルトがらの処理伝票（マニフェスト）において数量表示の単位欄に○印が漏れていたのを留意されたい。

ウ 人孔内部におけるインバ - トの張石の施工状況について、張石の大きさ(30×30cm)の為何か、管の底部と石張りの最深部が一致していないところが見られた。

これは昨年度の同種工事の監査時にも見られ監査結果に関する報告を行い、平成 1 7 年 4 月 2 7 日付けの措置の通知では、石張りサイズについては、実態調査等を行い再検討して行くとの事であったが、速やかな検討が望まれる。

エ 今後は、東西方向のサービス管の施工が行われる予定であるが、一般歩行者、幼稚園児等の通行や車輛の出入りに対し万全の安全対策を行うと共に、立入り防護柵を十分に設置して施工されたい。

オ 本工事で大阪府東部流域下水道事務所の既設マンホールに接続するため、この一部を本工事にて取り壊し再施工することとなっているが、完成後の状態について大阪府担当部署の確認を受けておかれたい。